

# 令和7年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、新たな県産材利用促進事業を行う者（以下「事業主体」という。）が実施する新たな県産材利用促進事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で新たな県産材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、民間企業等のアイデアを活かした県産材の利用商品・利用方法の開発を促進し、新たな愛媛県産材製品の確立を図ることを目的とする。

## (補助対象経費及び補助金額)

第2条 県産材を用いた新たな商品や利用方法の開発に要する経費を補助対象とし、補助金額は1事業主体（＝1企画）に対し、1,000千円を上限とする。

## (事業主体及び採択の条件)

第3条 事業主体は県内に本社や営業所等を有する企業及び団体等とし、事業計画が以下に掲げる項目を満たすことを採択の条件とする。

- (1) 県産材の利用拡大に向けた製品開発や商品開発につながる事
- (2) 県産材の利用（加工）量の増加に寄与すること
- (3) 具体的な成果（製品化等）が発揮できること
- (4) 地域の林業・木材産業関係者等の協力を得て行うこと
- (5) 費用対効果やモデル性等、事業の趣旨に合っていること

## (補助金の交付申請)

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

## (補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助金額の増減。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、11月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、所定の検査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、事業実施主体に遅滞なく補助金を交付しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることがある。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限りでその効力を失う。  
なお、令和8年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においても、その効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名 印

年度において新たな県産材利用促進事業を下記のとおり実施したいので、年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
新たな県産材 利用促進事業				
計				

### 3 収支予算書

#### (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県補助金		
その他		
計		

#### (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	科 目	予 算 額	摘 要
新たな県産材 利用促進事業			
計			

### 4 事業完了予定年月日

年 月 日

### 5 補助金算定調書

(単位：円)

区 分	補助対象額等	補助率等	補助金額
新たな県産材 利用促進事業			
計		—	

6 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

7 その他

添付資料 事業費の積算資料等

様式第2号（第6条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった新たな県産材利用促進事業を、下記のとおり変更したいので、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

- 1 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の内容及び理由」とすること。
- 2 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。
- 3 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第3号（第7条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった新たな県産材利用促進事業を中止（廃止）したいので、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。



様式第4号（第8条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった新たな県産材利用促進事業の遂行状況について、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費（円）	10月31日までに 完了したもの		11月1日以降に 実施するもの		備考
	事業費（円）	進捗割合 （%）	事業費（円）	事業完了 予定年月日	

様式第5号（第9条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった新たな県産材利用促進事業の実績について、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業費総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
新たな県産材 利用促進事業				
計				

3 事業実績

#### 4 収支精算書

##### (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	精 算 額	摘 要
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支出の部

(単位：円)

区 分	科 目	精 算 額	摘 要
新たな県産材 利用促進事業			
計			

#### 5 事業完了年月日

年 月 日

#### 6 補助金算定調書

(単位：円)

区 分	補助対象額等	補助率等	補助金額
新たな県産材 利用促進事業			
計			

7 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・報告者双方の上席者を宛先として提出すること。

8 その他

添付資料 実業成果を取りまとめた書類や写真等

様式第6号（第9条関係）

年度新たな県産材利用促進事業費補助金  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定のあった、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金について、 年度新たな県産材利用促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1	補助金交付要綱第9条の規定による補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金 円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金 円

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注) 1 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。  
2 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・報告者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第7号（第11条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
請求者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった 年  
度新たな県産材利用促進事業費補助金について、 年度新たな県産材利用  
促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・請求者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第8号（第13条関係）

年度 新たな県産材利用促進事業費補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
請求者 名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった新たな  
県産材利用促進事業費補助金について、 年度新たな県産材利用促進事業  
費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	交付決定通知額	金	円也
	既受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不用）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

1. 概算払を必要とする理由及びその他参考資料を添付すること。
2. 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・請求者双方の上席者を宛先として提出すること。

